

環境省告示第十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第三十一条第五項の規定に基づき、風景地保護協定の認可の申請があつたので、同法第三十二条第一項の規定に基づき、当該風景地保護協定について、次のとおり告示する。

平成十六年三月十日

環境大臣 小池百合子

一 風景地保護協定の名称

下荻の草風景地保護協定

二 風景地保護協定区域

熊本県阿蘇郡一の宮町大字中通字北山二七九六番地の一部

三 風景地保護協定の有効期間

平成十六年三月三十一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

公園管理団体財団法人阿蘇グリーンストックは、風景地保護協定に基づき、次に掲げるところにより、自然の風景地の管理を行う。

(一) 当該区域に係る土地における輪地切り、輪地焼き、野焼き等草原の景観を維持するために必要

な業務を行う。

(二) (一)に定める業務の遂行に支障のない範囲で、当該土地の所有者である一の宮町及び貸借権者である下荻の草牧野組合の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開する。

五 風景地保護協定の縦覧場所

環境省自然環境局国立公園課及び九州地区自然保護事務所

六 備考

縦覧期間は、公告の日から起算して二週間とし、関係者は、当該縦覧期間満了の日（平成十六年三月二十三日）までに、縦覧に供された風景地保護協定について、環境大臣に意見書を提出することができるとができる。

なお、意見書の提出先は、東京都千代田区霞ヶ関一 二二 二環境省自然環境局国立公園課である（郵便番号一〇〇 八九七五）。